

事務 事業名	コード1	23800	環境にやさしい農業推進事業	課	農水産課			
	コード2		環境保全型直接支援対策交付金 ☐ 主要事業	所属班	振興班			
				電話番号	68-1175	内線	256	
政策 体系	基本方針	5	活力と躍動感に満ちたまちづくり	予算	会計		款	項
	施策	1	農業の振興	科目	一般会計		6	01
	施策の展開	2	農産物の生産振興	根拠	食料・農業・農村基本法			03
	基本事業			法令	環境保全型農業直接支援対策実施要綱			

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 平成 23 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述→	【環境保全型農業直接支援対策交付金】 化学肥料、化学合成農薬の使用を県が定めた基準の2分の1以下に抑えたいという、カバークロップ(緑肥)や堆肥の施用の取組や、化学肥料及び農薬を使用しない有機農業など、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して、取組面積に応じて補助金を交付する。 対象者:エコファーマー認定を受けた農業者等(個人、法人、農業者グループ) 交付単価:8,000円以内/10a (負担率:国50%、県25%、市25%) ※国分は農業者へ直接支払い 【業務の流れ】 農業者への説明・通知→実施計画・交付申請(農業者)→書類確認・審査(市)→国・県への書類提出等(市)→交付決定(市)→事業実施状況報告(農業者)→実施状況確認(市)→交付確定(市)→補助金の請求(農業者)→補助金の交付(市)

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(24年度の実績)	単位:千円
1.負担金補助及び交付金	1,142
環境保全型農業直接支援対策交付金(県・市分)	0
	0
	0
	0
② 延べ業務時間の内訳(24年度の実績)	単位:時間
農業者への説明・通知等	4時間×2日間=8時間
申請・実施状況報告受付	1件あたり2時間×36件=72時間
提出書類確認事務等	4時間×2名×30日間=240時間
計	320時間

事業費	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
1.負担金補助及び交付金	千円	-	962	1,142	2,200
	千円				
	千円				
	千円				
事業費計(A)	千円	0	962	1,142	2,200
うち一般財源	千円	-	481	571	1,100
正規職員従事人数	人		0.16	0.16	0.17
延べ業務時間	時間		328	320	348
人件費計(B)	千円	0	1,246	1,216	1,322
トータルコスト(A)+(B)	千円	0	2,208	2,358	3,522

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	24年度実績(24年度に行った主な活動) 補助金の交付 4,000円/10a (国から別途直接支払にて4,000円/10aが交付)	ア 取組農家数	経営体	-	31	29	50
	25年度計画(25年度に計画している主な活動) 補助金の交付 4,000円以内/10a (国から別途直接支払にて同額が交付される)	イ エコファーマーの新規認定件数	経営体	15	49	7	15
		ウ					
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	⑥ 対象指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	農業者等(個人、法人、農業者グループ) ※エコファーマー認定者または認定見込者	ア 農林業経営体数(2010世界農林業センサス)	経営体	2,615	2,615	2,615	-
	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	イ					
	エコファーマー認定等取得して、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした、または使用をしない、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む。	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
		ア 取組面積	アール	-	2,406	2,856	5,500
		イ エコファーマー認定者数	経営体	296	319	103	118
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けられるのか	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	消費者へ安全・安心な農産物を提供する。	ア					
		イ					

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
平成19年度から開始した農地・水・環境保全向上対策の中で、地域ぐるみでの化学肥料・農薬の5割低減の取組に対する支援が開始された。 平成23年度からは、同対策から切り離し、内容の見直しが行われ、個人の取組も対象する「環境保全型農業直接支援対策」が創設された。	国全体の平成24年度取組面積は23年度と比べて大幅増となっている。千葉県でも前年度を上回っており、農業者の環境保全に対する意識が高まっている。 平成25年度は、過去の実績や地域の要望を受けて、支援内容の一部見直しが行われる。	取組農家からは、これまでになかった緑肥や有機農業などの取組に対する補助を歓迎する声がある一方で、「提出書類が多く手続きが煩雑」、「手間の割に交付単価が安い」といった意見も寄せられている。

事務事業名	環境にやさしい農業推進事業 環境保全型直接支援対策交付金	課名	農水産課	班名	振興班
-------	---------------------------------	----	------	----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 環境問題や食の安全に対する市民の関心が高まる中、環境への負荷軽減と安全・安心な農産物の生産を目的とした営農活動に対して支援することで、今後の農業振興が図られる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 エコファーマー認定を取得した農業者だけでなく、エコファーマー認定未取得者であっても事業実施年度内の認定を条件に申請が可能となっている。また、個人・団体のいずれでも申請が可能である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 本事業は国の制度に基づくもので、地方の財政負担が交付要件となっている。(国50％、県25％、市25％)千葉県においても「ちばエコ農産物」をはじめとする「環境にやさしい農業」を推進しており、市としても環境保全に効果の高い営農活動の普及促進を図っていく必要がある。
有効性 評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 取組農家数が、エコファーマー認定者の半数以下に留まっている。また、平成24年度は取組面積は増えたものの、初年度からの継続取組者が大部分を占めており、新規取組者が少なかった。 旭市の取組面積は、県内第5位ではあるが、近隣では銚子市、香取市、山武市が本市より上位に位置している。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとうか？	☒ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 エコファーマーや「ちばエコ農産物」生産者など、対象となりうる農業者がまだ多く存在しており、それらの農業者に対する周知や事業への参加を促すことで、取組農家及び取組面積が増える可能性はある。 ただし、国の制度に基づく事業であるため、制度改正等の動向を見ながらの対応となる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：() (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 国の制度に基づく事業であり、また、類似する事業もないため。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 取組面積に応じた補助であるため、事業費は申請状況によって増減する。また、交付単価や負担割合についても、国や県で定められている。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 申請の多い地区については期間を設定して受付を集中的に行っている。また、実施確認についても、原則、現地確認とされているが、写真による確認(取組者が撮影)に代えるなど、事務量の軽減に努めている。 逆に、申請件数が多くなった場合には、事務量が増加することが懸念される。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 国の制度に基づく事業であるため、対象者や交付単価も全国または都道府県レベルで統一されている。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果		(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	本地域は県内でも取組が進んでいることから、今後も国の制度に基づいて農業者の取組を支援する。県や農協などの協力を得ながら、事業未実施者などへの事業の周知を図っていく必要がある。
② 有効性	☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	
③ 効率性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性		(3)改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)																					
☒ 目的再設定 ☐ 行政関与の見直し ☒ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業統廃合・連携(関連事業:) ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 費用負担の適正化 ☐ 廃止・休止																							
(2)改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？																							
①国・県の事業の全容が判り次第速やかに、市広報や農業者グループの会合などでの周知を図る。		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持				低下			
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上			○																			
	維持																						
	低下																						
(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策																							
①-1県との連携を図るとともに、農協などに事業の周知や取組農家に対するサポートについて協力依頼する。																							
①-2事業内容は国の制度に基づくものであるため、市独自に改革・改善を実施することは難しい。																							